

第 1 回道州制推進会議議録

- ・平成 15 年 10 月 2 日（木） 13:15 ~ 15:00
- ・ポールスター札幌 4 階シンフォニー

出席者	委員	五十嵐委員、井上委員、谷委員、寺島委員、宮脇委員
	道	高橋知事、新田政策室長、日野政策室次長、佐藤政策室参事

開 会

（政策室長）

それでは定刻になりましたので、本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただいまから、第 1 回道州制推進会議を開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、道庁政策室長の新田です。どうぞよろしくをお願いします。

なお、本日の会議は 15 時までを目途に終わりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

なお、本会議は道の規定により公開の扱いといたしたいと思っておりますので、この点もよろしくお願い致します。

それでは、会議の開催に当たりまして、高橋知事から一言ごあいさつを申し上げます。

知事あいさつ

（知事）

北海道知事の高橋でございます。第 1 回道州制推進会議の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日はみなさんご多忙の中御出席頂きまして本当にありがとうございます。

各委員の皆様方におかれては様々な面でこれまでの道政の推進にお力添えをいただいた方々ばかりでして、この度は道州制についての議論を緊急にこの会合を主催させていただきました。無理をお願いしてお集まりいただきましてご感謝申し上げます。

さてこの道州制でございますけれども、北海道は地理的に既に道州のかたちをつくっているということでございまして、前堀知事の時代から検討が始まっていたものでございます。

そして私が知事に就任しましたときにモデル構想案を取りまとめ、議会でもご議論、パブリックコメント等を経て構想案から構想、成案を受け、それから全国にアピールしていくという段階であったところ、たまたま東京で総理にお会いする機会の時に、北海道をモデルでやってみてはどうかというお話がありまして、にわかに道州制をどういふふう

北海道で先行的にやっていくかという議論が全国的にも巻き起こってきたというのが、今の状況ではないかと考えているところでございます。

ここで一言申し上げれば、道州制特区という言葉がありますが、私はこの言葉自体ちょっと慎重にした方がいいのではないかなと思っています。と申しますのは、特区というのは、今や規制緩和を一定のエリアに限って行うもので、固有名詞的に使われておりまして、例えば札幌でいえば、札幌ベンチャー創出特区という、一定のエリアで規制緩和をして、事業や物事を進めやすくするもので、今回、私どもがやろうとしています道州制のモデル的な、北海道における先行実施というのは、単に規制の面だけではなくて、財政の面も含めて大きな大事業を全国に先駆けてやろうということでございまして、特区という言葉は少なくとも私は使わない方がいいのではないかというふうに考えているところでございます。

これから国に対して、あるいは他の県に対していろんな議論を巻き起こしていくためにも道としての考え方をきっちりと示す必要があるということで緊急に皆様方に委員をお願いしたところでございます。

こういった趣旨を踏まえて、皆様方におかれてはこれまでのご経験を踏まえて、北海道における道州制の先行実施への、ご意見を踏まえたかたちで今後検討を進めてまいりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

なお、ちょっと申し上げたんですが、私、最後まで皆様のご議論に参加させていただきたいんですが、いろいろ議会の合間でございまして、途中で失礼させていただきます。誠に申し訳ございません。

委員紹介

(政策室長)

それでは最初の会議でもございますので、私の方から本日出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

社団法人北海道総合研究調査会常務理事の五十嵐智嘉子委員、北海道大学大学院教授の井上久志委員、地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長の谷一之委員、乙部町長の寺島光一郎委員、北海道大学大学院教授の宮脇淳委員。

なお、本日は所用により北海道経済連合会専務理事の岡部三男委員、釧路公立大学教授の小磯修二委員の2名の委員が欠席されておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

政策室次長の日野でございます、同じく参事の佐藤でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

座長の選出

(政策室長)

それでは、本日の会議に入りたいと思いますが、まずは本会議の座長の選出に移りたいと思います。

会議の規定により、座長は各委員の互選をもって選出となっておりますがいかがいたしましょうか。

事務局から推薦させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは座長には、宮脇委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは宮脇委員に座長をお願いしたいと思います。

これから宮脇座長に進行をお願いしたいと思います。

座長あいさつ

(宮脇座長)

それでは早速でございますけれども、会議に入らせて頂きたいと思います。

ただいま座長を仰せつかった宮脇でございます。よろしくお願いたします。

最初の会議でございますので、道州制に関する取組の経緯、今後の検討の進め方などにつきまして事務局からまず説明を受けたいと思います。よろしくお願いたします。

会議の趣旨

(政策室参事)

それでは、私から本会議の設置の趣旨や道州制に関するこれまでの検討の経緯などにつきましてご説明させていただきます。

まず、本日の会議の趣旨についてご説明させていただきます。

お手元に配布しております「道州制推進会議設置要綱」をご覧ください。

第1の趣旨に関してですが、道州制の実現に向けての諸課題につきまして、委員の皆様から幅広く意見をいただくため、今般、本会議を設置いたしましたものであります。

第二の役割についてですが、本会議においては、北海道の道州制の実現に向けての取組として必要と考えられます、国、道州、市町村の役割分担などの諸課題、道州制移行への環境づくりなどにつきまして検討を行っていただくこととしてしております。

第3の組織につきましては、7人の委員で構成し、第4の運営では、会議は座長が招集し、主宰をし、また必要に応じて委員以外の専門家の意見を聞くことができるものとしております。

検討組織及び検討のスケジュールについて

(政策室参事)

次に、検討組織と検討のスケジュールについてでございますが、資料1をご覧ください。

検討組織につきましては、庁内に地方分権の検討を行うため「地方分権推進会議」を設置いたしており、道州制に実現に向けての具体的な検討を行うこととしておりますが、道州制推進会議におきましては、先ほどご説明いたしました検討事項につきまして、道の

考え方をまとめるに当たっての、幅広い観点からのご意見等をいただきたいと考えております。

また、道州制推進会議における検討のスケジュールにつきましては、基本的には、下段に記載しておりますように、年内4回程度開催してまいりたいと考えておりますが、国の動向などによりましては、別途開催を検討してまいりたいと考えております。

これまでの検討の経緯等について

(政策室参事)

次に、道における道州制に関する検討の経過についてであります。資料2により説明いたします。

これまでの主な取り組みを見て頂きたいと思いますが、平成12年4月にいわゆる地方分権一括法が施行され、地方分権時代を迎える中、広大な行政区域を有する北海道にふさわしい地方自治につきまして、道といたしまして庁内での検討を開始いたしました。

平成12年5月に有識者の方々に構成しました「道州制検討懇話会」を設置いたしました。本日出席していらっしゃいます、井上委員、寺島委員他の委員が参加しておりますが、この懇話会を設置いたしまして、翌年の2月に道州制の意義・課題、さらにはモデル構想の策定等を内容とする、配布しております資料3の「道州制 北海道発・分権型社会」の報告書をいただいております。

この報告書の基本的考え方といたしましては、道州制は地方への権限移譲の有力な受け皿、北海道として先駆的に国から権限の移譲を受けるべきであり、これにより本道は全国における地方分権のパイロット的役割を果たすことができる、また道州制の取り組みにつきましては、この報告書の提言等をもとに道州が担うべき権限や役割を検討し、モデル構想として全国に発信するような報告をいただきました。

これを受けまして、庁内でさらに検討を進めまして平成14年9月には「分権型社会のモデル構想論点整理(骨子)」ということで、同11月に「分権型社会のモデル構想の基本的考え・主な論点(案)」をとりまとめ、議会などにお示したところです。

14年2月には、道州制検討に関する市町村アンケート調査を実施し、さらに平成15年2月から4月までの間に道内各地域における市町村などとの意見交換を行ってきたところであります。

15年7月に「分権型社会のモデル構想(案)」をとりまとめまして、その後、構想(案)に対する道議会での議論やパブリックコメントを通じて意見をいただき、8月に資料4の「分権型社会のモデル構想」を策定したところでございます。

このモデル構想は、今後の分権型社会のあり方につきまして、道民の皆さんと幅広く議論を進めていく素材として策定したものであると同時に、本道の特性をより生かすことのできるシステムとして、道州制を基本とした北海道にとって望ましい自治のかたちを示したものであります。

策定後、このモデル構想を全国に向けて発信いたしますとともに、この構想の中で課題といたしております、国と地方の事務事業の分担のあり方や道州制の下での望ましい税財源システムなどについての検討やさらにはシンポジウムの開催、市町村との意見交換など

を行い、道内議論を展開するとともに、国への提言を行うこととしております。

「分権型社会のモデル構想」の概要について

(政策室参事)

次にこのモデル構想の概要について、ご説明させていただきます。

資料4の概要版をご覧頂きたいと思います。

第1章の「道州制を展望して」でございますが、1から2までについては、地方分権の基本的な考え方を述べまして、3と4では、道州制のねらいや、北海道において道州制を目指す意義などについて述べております。

また、5の「分権型社会のモデル構想の目指すもの」では、この構想が道内議論を進めていくための素材として作成したものであり、北海道から全国に向けて発信する構想であることについて述べております。

次に2章の、道州制を基本とする分権型社会の仕組みについてであります。本文の4頁を見て頂きたいと思います。

4頁には、北海道が考える「道州制の考え方」を記載してあります。

北海道が目指す道州制の基本的な考え方として1つ目は、「現行憲法に定める地方自治体としての道州制」です。

道州制につきましては、アメリカあるいはドイツのような連邦制という考え方もありますが、これは連邦政府と、地方政府の間で主権を分割する制度であり、我が国において連邦制を導入するには、憲法改正まで必要なことから、現行憲法の範囲内で実現可能な新たな広域的自治体としての道州を目指すものであります。

また2つ目としては、5頁になりますが「住民自治に寄与するものとしての道州制」です。

かつては国で、全国をブロックに分けて地方庁を設置し、首長は官選、議会議員は公選という自治体と国家的性格を併せ持つ地方制を提案しましたが、北海道としては道州の長も議員も住民が選出し、住民自治の拡充に寄与する性格を有する道州制を目指します。

3つ目といたしましては、「地方分権の受け皿としての道州制」です。

北海道に関することは主体的に実施していくことが可能となる地方分権の受け皿としての道州制を目指します。

最後に「地方財政調整制度を前提とする道州制」です。

道州制論の中には、各道州が税財源を当該地域で全て調達する、いわば自己完結型システムがございますが、現実としては、大都市に税収が集中するなど著しい偏在があるなど、またそれに伴う財政力の格差が伴うことから、地域間の税源を均衡する財政調整制度を前提とする道州制を目指していきます。

次に本編の15ページの図であります。道州の役割機能から税財源のあり方まで、第二章に記載されている内容を図化したものです。

分権型社会の目指す姿を上段に、市町村・道州・国のそれぞれの役割や基本的関係、基本機能に分けて表したものでございます。

また権限移譲のイメージを、国が担っている権限、都道府県が担って権限、そしてそれらがより住民に身近な市町村にいくかたちをイメージしたものです。

さらには税財源のあり方につきましては、先ほど述べましたように地方交付税制度による財政調整制度、一般財源による財政運営を目指す姿をイメージしているものです。

モデル構想におきましては第三章、第四章それぞれ目指す道州制の内容について書いてございます。

最近の国の動き

(政策室参事)

最近の国などの状況についてであります。先ほど知事の挨拶にもありましたように総理の「北海道で道州制をモデル的に実施してはどうか」との発言を受けまして、道選出の国会議員で構成する自民党代議士会が勉強会を開催し、また、自民党道連においても、道州制特区に関する検討委員会が設立されるなど、中央における道州制に関する動きが活発化しているところでございます。

道としても、こうした総理の発言やその後の国の動きも十分踏まえながら、対応していく必要があるものと考えておりまして、北海道が道州制のモデル地域として位置付けられ、国から地方への権限や財源の移譲などの取組が先行的実施されるよう、より具体的な内容を詰めていかなければものと考えております。

北海道における道州制の実現に向けての論点

(政策室参事)

次に資料5をご覧くださいと思います。

資料5につきましては委員の皆様から意見を頂くに当たりまして、北海道における道州制の実現に向けての論点というかたちで整理させていただきました。

まず、1つ目として、「北海道における先行実施」についてであります。基本的な考え方といたしまして、道州制の導入は、全国的には府県の区域の変更を伴い、合意形成などが大きな課題となりますけれども、北海道は、道州制の導入に有利な条件を有しておりますことから、国からの大幅な権限や財源の移譲の実現によりまして、全国における地方分権のパイロット的役割を果たしていくことが出来る、さらには、道州制のパイロット的・モデル的实施について、積極的に取組む考えにあることを基本的考え方としております。

下の方に検討課題といたしまして、地方自治制度として道州制を明確に位置付けるなど、国における方向性の明確化あるいは先行的実施なども可能との具体的な取組の推進などについて、国などへの提言を行う必要があると考えております。

次に、2つ目の、「国から地方への権限の移譲」についてであります。ここでは国は、例えば外交や安全保障など国家として果たすべきことや、必要最小限の範囲で地方を支援することなどにその役割は限定されることが必要であること、また道州は、例えば産業の振興や社会資本整備などのうち広域にわたるもの、先端的な試験研究など専門性が高い

ものなどの分野を担うこと、市町村は、住民に最も身近な自治体として、住民の暮らしや地域の産業振興などの行政サービスを、提供していく役割を担っていくことを基本とすること、さらにこうした分権型社会を実現するためには、これまでの国を起点とした垂直的なシステムを地方を起点としたシステムに変えて、国から地方へ大幅に権限や財源の移譲を進める必要があることを基本的考え方としております。

検討課題といたしまして、2頁にわたりますけども国、道州、市町村がそれぞれ担うべき事務事業のあり方や北海道の発展につながる具体的な権限移譲の項目を検討する必要があると考えております。

次に、3つ目として、「国の出先機関との一元化」についてであります。先ほどの「国から地方への権限の移譲」でもご説明いたしましたが、国の出先機関との分担を見直し、例えば産業の振興や雇用政策、交通、社会資本の整備などの多くの行政分野につきましては、新たな広域的自治体である道州が一元的に担っていくことが望ましいことを基本的考え方としております。

この項につきましても、検討課題につきましては、道州が移譲を受けるべき国の出先機関の事務事業でありますとか、さらには本格的な一元化の過程として、国との共同事業の検討などが必要ではないかと考えております。

次に4つ目として、「道民、民間の視点重視」についてであります。これは市民や民間の活動をさらに活発化し、自立した地域社会を形成していくためには、必要な公共サービスについて、その負担も十分考慮しながら、市民が自主的に選択できるようにすることや、自由で創造的な市民活動を阻害する要因となっている制度や規制の緩和を進めることを基本的な考え方としております。

検討課題といたしまして、緩和すべき項目についての検討が必要であると考えております。

最後に、5つ目として、「国から地方への税財源移譲」についてであります。道州制のもとでの財政システムは、コストとサービスの関係が見えやすくかつ自由度の高い仕組みとなることが基本であると考えており、道州が自立的な財政運営が可能となりますよう、一般財源による歳入の確保を基本に、税源の偏在の少なく安定した税収が確保できる地方税と、それと地方への財政調整機能を有する地方交付税制度を組み合わせた財政システムを確立することが必要であること、さらには地方分権を推進するためには、権限の移譲だけではなく、地方自らの判断で使える財源を増やすことによって、地方の裁量と自己決定権の拡大を図ることが重要であり、そのためには、国から地方への税財源の移譲が必要であることを基本的考え方としております。

ここでは検討課題といたしまして、「三位一体改革」の先行的実施や一般財源中心の財政運営が可能となるまでの間の統合補助金や一括交付金について、検討する必要があると考えているところでございます。

以上が私どもで整理いたしました検討の論点でございます。

その他

(政策室参事)

その他、資料6といたしまして、「第27次地方制度調査会中間報告要旨」、資料7として「国の地方支分部局と道行政との関係の主なもの」の概要を会議の参考といたしましてお配りしております。

以上で私の方からのご説明は、これで終わらせていただきます。

意見交換

(宮脇座長)

はい、ありがとうございました。

最初の会議ですので、北海道にとって道州制をどのように進めていったらいいのかといった点を中心にいたしまして、委員間でフリーな議論あるいは、視点のご指摘をいただきたいと思います。一応事務局の方から論点整理というのをして頂いていますけれども、この論点整理に含まれている点はもちろんでございますけれども、それ以外の点につきましてもご自由にご発言頂ければと思います。どこからでも結構ですのでお気付きの点等ございましたらご自由にご発言頂ければ幸いですのでよろしくお願い致します。

(宮脇座長)

恐縮ですが、前回の道州制検討懇話会の時からご参加頂いている井上先生、何かありませんか。

(井上委員)

座長がお困りの様子なので、同じ職場なものですし、多少お話しをさせていただきます。

私自身はこの道州制の議論というのは、実現に向けてこれから着々と進めていくべきだというスタンスであります。

何故これを最初に言うかということ、私自身は前回の道州制の大議論の時もそうなのですが、かなり厳しい、というよりはコーシャスな、警戒的な準備をもっとしなければいけないというスタンスでお話しをさせて頂いたものですから、少しきちんとした手続きを踏んで準備をして、仕掛けを作って進めていくべきだということを、これから何回かの議論の中で申し上げていくことになると思うのですね。

ただ、それをもって、井上は道州制推進について後ろ向きだととられないように、そういうことを申し上げるわけです。

ちょうど去年の今頃だったと思うんですが、ニューズウィークという英語の雑誌があります。週刊誌ですが、日本語版もでていますが、それに特集号で未来学というのをやります。

した。その中に北海道というのが出てくるのですね。世界的に見ますとカナダのケベック州の独立運動のこともありますが、新しい市民権、市民が主権を持っていくという時代に動いていく、そういう流れの中で、北海道が道州制をもとにしていくこと、あるいは極端に言えば独立していくという動きがあって、それが21世紀の新しい姿であるというような特集が組まれたわけであり、そういう意味で、どうかたちになるにしろ、北海道が道州制というようなことを基盤にして、本当に市民にとって快適な地域づくりができることが、私がこの推進会議において目指すところであります。

ただ先程も申し上げましたが、コーシャスな、警戒的な、あるいは慎重なスタンスをやはり持ち続けるだろうな、しなければいけないだろうなということについて、思うところの骨子だけ申し上げます。

具体のところは、これからもみなさんの議論の中で間違いなく出てくると思うし、私自身もそういった観点からの意見を出させて頂くことになると思うんですね。

つまり、ここのところは、道州制を取り巻く議論が少しずつ盛んになってきているんだけど、それを取り巻く諸条件が必ずしも明確でないということなんですね。

ひとつは政治のところですから、あまり突っ込んだ議論はしたくないのですが、一つは例えば、小泉首相がですね、「道州制、頑張ってね」といったことをいわれたこともあります。一部報道が伝えるところでは、昨日安部さんが北海道に来られたということで、例えば国との間の権限の分担はどうするのですかという質問に対し、「それは道からご提案頂きたい。」ということなんですね。

つまり国自身がきちんとしたシナリオを持っていないでこれを動かそうとしているのかどうか、別のところで私が聞いたところでは、実は道州制を全国でやろうとすると、だいたい年間10兆円規模の財源の縮小ができるんだというようなことがあって、実は政治的な世界で、あまりいわないようにしているんですが、それに実は首相は飛びつかれたんだということなんですね。ですからコーシャスなスタンスの柱は、政治的な流れの中で、この部分がどういうふうになっていくのか、なかなか見えない中で議論をし、提言していかなければならない難しさがある。

それに関連して申し上げますと、先程事務局の方から説明があったと思うんですけど、三位一体改革、あるいはこれまでいわれている行財政改革、こういった部門と、今回の道州制がどういったからみ合いになっていくのか、ここのところも極めて大事だと思います。

さらに付け加えますと、今日もいくつかメディアが報道しているところによりますと、全国知事会の会長さんが、実は補助金10兆円程度削減して欲しいと国に要望したということですね。

しかしこの10兆円を削減する要望は、他方では税源の移譲の問題もあるが、個々の部門で北海道だけが突っ走っていくことになる、その他の地域の首長さんが道州制の議論にどういったかわりを持つか、それを念頭に置いて議論を進めていくべきといけないと思うんです。

最後に私の一番言いたいことを申し上げますと、前回の道州制を巡る議論の中で私が申し上げたのは、みんな地方分権になって地方のことは地方で決められるからいいよねという議論、これに異論はないが、東京の人たちが考える地方分権と、北海道の人たちが考える地方分権とは180度違うということです。東京の人たちの地方分権は入り口の議論なん

ですね。なぜ北海道に金をやらないといけないのか、私たちの地域で稼いだ金は、私たちのために使うべきだ、その議論で地方分権賛成であるが、北海道の場合は、歳入の議論がなくて歳出の議論、つまりお金の使い道は自分達で決めればよいということで日本全国、地方分権賛成派ばかりです。しかし私が前回申し上げたのは、道内の国税を地方税に振り替えたときにどれくらいの歳入欠陥が出るかということ、だいたい1兆2千億から1兆3千億の歳入欠陥がでる。それでも道州制をやっていくことについて、道民のコンセンサスをどうやって得るのですかということも非常に大事にしながら、これは事務局の案の中にもありますけれども、そこも併せて議論をしていかなければならないと思います。

(宮脇座長)

ありがとうございます。寺島委員、何かありますか。

(寺島委員)

私も井上先生と同じ、前の懇話会にいましたので、お話しさせていただきます。

今、地方分権一括法ができた中で進められている市町村の合併だけが先行されてます。

総務庁あたりは、とにかく3千市町村を千にするということで、飴と鞭でもって進めているが、その中で道町村会も全国町村会も話しているのは、道州制も一つではないかということです。

例えば70万人くらいの県が合併し、10くらいの市町村で、そこに県がいるのかと、道州制も含め全部一緒に進めなければ地方分権の問題は解決できないのではないかということはずっと主張してきたわけです。

北海道の中でも道州制の話が出てきた中で、特に北海道は基礎的自治体をいくらしにしても、北海道だけで道州制の制度の議論ができるわけで、北海道はこれはずっと進めてきたわけですから、今、道州制の話がもう一回、こういうふうに関心を持って議論されることはちょうどタイムリーだと思っています。

井上先生とは前回の懇話会のときから議論がかみ合わないのですが、財源の問題は、全国一本でやっていくべきで、北海道だけが多い少ないの議論は別にして、日本全土、政策的に見て、そこにどれくらいやるか、北海道にはこういう面で重要なので必要だとかということなので、私たちは、今の中でどう効率的にやるかで、国との二元行政を一元にできるとか、そっちに視点をおいて、必要な財源については全体の中で論議してもらおう問題かなど、道、市町村の権限のあり方を含めてこれから国、道の仕事を一元化したなかで、ここはモデルになって、一番やりやすい時期ですし、また、道でも事務レベルで3年も検討してきたわけで、たくさんの資料もできている訳ですし、これをもとに検討していくと将来のいい姿がでるものと今回の会議の中で期待しているところです。

(宮脇座長)

ありがとうございました。

あたらしく委員としておられている、谷さん、五十嵐さん何かございましたらお願いします。

(谷委員)

初めての道州制の会議ですが、道州制という言葉は古くから聞いていましたが、実際に勉強してきたわけじゃないので、私は市町村のいろいろな取り組みの中で、寺島委員が言われたように合併問題と重ね合わせた中で、道州制という知識を自分の中で学んだわけです。

優先順位をキーワードでつけていったら、財源と権限がおそらく両輪になっていくだろうという感じがしています。

優先順位で行くと、財源が最初に来て、2番目が権限、そして3番目におそらく組織体制がくるものと思います。道と国の枠組み、特に北海道にある国の機関ですけど、そして、ここでの組織体制が、財源、権限という順番でないかと考えております。

今、合併問題がありますが、どこの地域の話聞いても、財源上、財政上は分母である基準財政需要額で財政議論をしているんですね。でも、現実には北海道の場合は全道212市町村の財政力指数の平均を見ても、0.35ぐらいしかないですから、分子の、つまり交付税の枠組み、交付額の部分が非常に大きくなっていく気がします。

交付税は先生御存知のとおり2つの意味合いがあるわけで、ひとつは全国の財政の格差を解消するためであり、もう一つは一定の行政水準、行政サービスを保っていこうとすることですが、この意味合いの交付税がどんどん減っており、もう基準財政需要額の分母で議論していく時代でなくなったということだと思います。それを今だに、合併の協議会の中の議論を見ると、うちの町はこれだけの金が必要なんだという話が先にいってしまって、分子の市町村税、手数料収入とか、需要額の不足分となる交付税の部分の議論が、ただ厳しい、厳しいだけで終わってしまう。分母の需要額を、100を90にしようかという話が遅れている。みんな、北海道の「自主自立」というカッコいい言葉を言っているが、現実には「自主自立」の意味合いがほとんどわかっていない。

そして市民運動が北海道の場合、とても起きづらい地域である。

これは約130年の歴史の中で官に頼ってきたところがあることから、例えば道路などは役所が要望するもので、われわれが要望するものでないといった発想が今だにあります。

そういう意味でも道州制という提案がされてきたときに、市町村合併と併せ、自分達が自立できる財源の部分と権限の部分と、どういうふうに市民運動をしていって、どういうふうに自分達の生活を守っていくんだという視点をしっかりと議論していく必要がある。

それにはトップダウン的に道や国からやる部分と、市町村の住民から盛り上げて、ボトムアップで上げていく部分、両方からやって行かなければ、おそらく道民は今までどおり、上から言われて、自主自立しないうちに北海道はなくなってしまう、そういう気がします。

そして道州制は、行政サービスとして道民に対するメリットは何があるんだ、これがキーワードになるのではないかと思います。

ですから、メリット、デメリットの比較と北海道のスタンスをこの道州制の会議や、その他の会議で議論できればと思う。そのような感じを資料を頂いたり、ホームページを見たりして気がついたことであります。

(宮脇座長)

ありがとうございました。それでは五十嵐さんお願いします。

(五十嵐委員)

私は、仕事の中で、市町村合併とか事業評価、住民参加、介護保険制度などのことに関わっておりまして、そういう中で、道州制という議論を聞いておりますと、谷委員からいったことと等しいのですが、道民から見ると分かりにくい議論がされていると感じます。

わかりやすい言葉となっているか、また具体的な生活面で結びついているのかという疑問が出てくると思います。

財源、権限、組織、そして行政的なところは非常に重要であることはわかるんですが、今日の論点整理を拝見しても、この5点の中で、ほとんど行政的な課題が中心になっている。4点目の道民、民間の視点重視でも、検討課題が規制緩和であり、これは行政の話であり、それではわかりにくいと思います。

しかもこの会議の検討課題が、道州制移行への環境を作るとなっており、環境をつくるには、道民に理解をできるような議論を進めるべきだと思います。

私自身、道州制をどういった枠組みで議論できるかよくわかりませんで、別の場所で先生に教えを請いまして、先生から三つの視点があると教えられました。

私の理解で言うと、1つ目が行政、議会も含めました道政府としての意志決定という視点からの枠組みがあると、2つ目が民間、産業、経済、いわば金融面、いわゆる民間でのお金の回りの議論もあるだろう。3つ目が住民から見たときの生活、受けられる行政サービス、そのための負担すべきコストの視点があるだろうと言われて、非常に頭がすっきりした思いがしました。

枠組みがない中で議論をしるということが非常に辛いことでして、そういう枠組みの中で、今、どこの議論をしているのか、全部関係しているといえば全部関係しているんだろうが、それは整理をしていく必要がある。その上で行政的な事務事業をどの程度まで移譲していくというのは、たぶん行政で整理していただくとして、むしろその時に出てくる道民、民間、その視点で具体的にどんなことがあるんだろうと、思いつくままかもしれませんが、議論をしていけば何か道筋がみえないかなという気がしております。この会議は4回しかないということで時間も限られていますので、権限移譲、財源移譲をメインでやっていくと、先程先生がおっしゃった政治的な動きもあって、見えにくくなったり、混乱しないかという気がします。私としてはもっと生活、住民の視点から見たときに道全体として、権限を持ってやれること、やってもらいたいことを考えていけばいいのかなと感じます。

(宮脇座長)

ありがとうございました。一通り委員の皆さんから意見を頂いたところです。これまでのお話を整理させていただきますと、井上先生からもご指摘がありましたが、今回の道州制の議論というものが、一方では政治的な流れを踏まえて行かなければならないということ、知事のご挨拶の中にもありましたが、道州制を北海道で試行していくということですが、道州制の出来上がりベースとしてどうあるべきという議論は確かにあるが、試行していくわけだから、どこから入っていくか、どこからトリガーにして道州制に近づけて行くかということが政治的にも時間的制約を持ちながら、議論をして行かなければならない点があ

るかと思えます。

だから道州制の理想的な議論と同時に、そこに結びつけていくプロセスとして、せっかく北海道として検討を始めたのであって、そこで、どこがトリガーとして入っていくのがいいのか、あるいはそれが実現に向けた一つのステップになるのかという議論が限られた時間の中でひとつあるのではないかというふうに思いました。

二番目の問題として、これは皆さんからも指摘のあったところであるが、やはり権限、財源の移譲というのは、第一義的には財政改革というのか、公的部門の中のお話しであると道民のみなさん、あるいは民間は捉えることになるだろう。

今回の議論を根の張ったものにするには、自分の生活、北海道の中での企業活動とかの中で、道州制を模索することがどういうメリットをもたらすのか、どういうデメリットがあるのか、どういう変化をもたらすのか、そこがここで大きく議論をするポイントになるのではないか。

せっかく市町村合併などの時に、北海道は面積が広いということがある意味で議論の焦点になって、それがデメリットであったということですが、今回は広い面積の自治体が存在することが、道州制を議論するときにメリットになることが大きな点だと思います。

それは行政だけでなく、道民、地域全体で共有していくことが、この議論の中で出てくる必要があるのではないかと、皆さんの議論やご指摘を聞かせていただいて感じたところでございます。

どういう切り口から入っていくということも含めまして、ここからはご自由にご議論頂きたいと思えます。

今回は初回であり、ご議論を出して頂いて、ある程度整理し、2回以降どういうかたちをとっていくか、といった流れをつくっていきたくて考えています。

財源の問題等となりますと、おそらく政府、内閣の側でもそこをどうするかということ、大枠でもまだ決まっていないということが現実問題としてありまして、将来的にそこをどうするかという話はあるんですが、トリガーとしてそこを組み込んでいくというのはなかなか難しい面があるだろうと思えますので、どこから試行のポイントを作っていくのか、北海道としてトリガーを形成していくのかということについてもご意見がございましたら頂きたいと思えます。

(井上委員)

各委員の皆さんのご意見を伺って、非常にもっともだなと、賛成したい部分は多々あったのですが、ここで議論をしていく場合に、特に行政側の枠組みというか、考え方として、先程、宮脇先生が整理されましたけれども、権限と財源というところが、大きな、大きな議論の中心になっていくものと思えます。これが当然の流れだろうと思えます。

ただ私は五十嵐委員、谷委員がご指摘になったように、また道庁の方もその辺を多少お考えておられるようですが、何を言おうとしているかということ、この道州制というものが道民一人ひとりの生活に対して、今、何がどう変わっていくのかということを経験的な部分から、具体的に道民に提示をし、道民の方々がどういうかたちにしろ、本音の部分の意見をきちんと聞いていくということが、途中でこの議論のつまづきを起こさないために極めて重要なことだと思うんです。

前回の道州制を巡る議論の中でも出ましたが、例えば保育所をどうするのか、川の管理、道路の管理をどうするのか、産業振興でも、今、国がやっている部分、道がやっている部分、道内212市町村がやっている部分など、様々な階層でやっている調整はどうするのか、誰がするのか、その結果、生活者としての道民570万人一人ひとりにどういった影響が及んでくるのかといったことを、明確なカタチで、いずれ早い時期に提示をしなければいけないだろうと私自身は思っています。

財源をどうするか、権限をどうするか、組織はどうするかということは、ある程度この場に集まっている道庁の皆さんがたたき台を作り、私たちが議論をすればいいのであって、ここにいる7人は地域的にも集中していますから、道内各地域の隅々に特殊性があって、その方々はかなり異なった意見をお持ちかも知れない。そういった意見をどう吸い上げていくかといったことが必要であり、前回の懇話会でこの議論があったあと、前知事にお会いして全道212市町村でタウンミーティングやってくださいといったら、もうやっていると言われましたが、そういうことが必要ではないかと感じているところです。

前回、私が議論していた中では、財源の問題は二の次であり、北海道が独立してまさしく自主自立にいくべきであり、具体的に私たちがまず行動を起こすことが大事なんだという方がおり、私たちが独自に国税を仮に地方税に振りかえた場合1兆2千~3千億円の赤字が出るとの計算結果を出し、これは道内総生産の何分の一だ、道財政の何分の一だ、大変大きな数字ですよといったら、その方はその赤字額を570万人で割られたんですね。

そうしたら、だいたいひとりあたり22万~23万だと言うのですね、一世帯4人で約100万円、これで自主権を勝ち取る方が大事なのではないかという意見を述べていました。

ですから基本に戻ると、一般の方々、道民の方々から、タウンミーティングやインターネットなどを活用して広い範囲で意見をお聞きする、あるいはここである程度煮詰まったものを提示する、そういった機会何らかの時期に、最終的に取りまとめの時期までに必要なのではないかということをお谷委員、五十嵐委員の話をお伺って、私は前回は振り返って思い起こしたわけです。

(宮脇座長)

ありがとうございました。今の件について、五十嵐委員、谷委員どうですか。

(五十嵐委員)

その前に、その赤字額1兆2千億円についてですけれども、その財源の数字についてはなかなか難しく、特別会計も含めた場合ですとか、郵貯とか財政投融資とかを含めた場合、社会保障を含めた場合、どれくらいプラスでどれくらいマイナスかということがわからない状況で、非常に複雑な構造どころか、まったく解明不可能な構造になっている話を聞いたことがあります。いろんな事業団から回ってくるお金も考えると、金融機関に貯金している金がどこに回っているか果てしなく考えると頭がパニック状態になってしまうんですが、細かく見ていくとそれだけでは語れないことがあるということは認識しておくことが必要であると思います。マイナス1兆2千億円は一つの目安であるが、それだけでは議論が十分でないと思います。

具体的なところで、今、宮脇先生から、北海道は広いことがメリットだと言われましたが、確かに特徴的なところでありますが、それでも共通の課題はあると思います。

私が手がけていた分野では医療問題、地域医療の問題は非常に重要ですし、今回、大学病院の名義貸しの問題でも、もちろん行き過ぎの面はあるが、なぜこれが起こってきたか、もちろん、許されるべきことではないものですが、地域住民が医療をどう受けられるかという視点から見たときに、地域医療の仕組みをどう作り直さないといけないか、そこを突き詰めていくと、もしかして法律の中で、北海道に合わないことがあるのではないかとということももちろん出てくると思います。

財団法人が医者派遣の仕組みを作って失敗したということも新聞に出ていましたが、それだけの問題で片づけられないことがあると思います。

医療の問題一つとっても、道としてこういうふうにするんだ、打ち出すんだというところは沢山ある、農業もそうですし、産業育成、社会資本整備とかはお金が絡んでくるので議論が複雑になる、むしろ雇用という面から見たら、もっと生活に密着していくのかなと思います。

確かに失業保険というのは国の仕事だと思うんですが、雇用対策事業とかそういった別の視点から見たときに失業保険というのはどうなのかの議論はできると思います。

それから今年は非常に災害が多いんですが、防災という視点から見たときも同じであり、また、介護と、住宅問題、雇用の問題とは切り離せないものでして、これは縦割りの中にはできない問題、そういうものを北海道としてどうするか、医療の問題とも近いんですけども、過疎地域における介護と雇用の問題とは一つの大きな問題としてある気がしています。

そうした時に今の法律の不備なところは、道からこういうふうにして欲しい、財源としてはここは国民として必要であるので、ここまでは確保したい、そうした議論はできないのかなという気がしております。

(宮脇委員)

ありがとうございます。今、医療から始まりまして色々ご指摘をいただいたんですが、道州制を取る一つのメリットとして、他の地域では都府県を単位として、狭い範囲でのネットワークを前提として法制度ができあがっている。それを今、広い北海道に当てはめると色々問題が起きてしまうので、広い範囲でネットワークを組む、それをどう組むのか、そうした制度設計というのは、本州と違っていいのではないかと聞いたことがそこには当然あると思うんです。

道という単位でものを考えて、維持できるもの、作るべきものがあるのではないですか、こういうコンセプトから描いてゆけばここはこうだ、こういうふうにしていけば道州制になるんでしょうね、といった実践的な整理というものができて、道民にとっても、医療にしてもこう変われば自分達にとっても生活としていいんでしょうねというイメージを湧いていただくことができるかなと、五十嵐さんのお話を伺って思ったんですが、この辺も含めていかがでしょうか。

(寺島委員)

現場から行きますと、確かに戦後60年くらいのなかで、北海道は基盤整備、生活水準が上がってきたことは確かなんです。今はそうした中で、全体にお金もなくなってきたわけで、効率的に限られた中でやるとなったとき、道の権限も少ない中で、今、五十嵐さんも言ったように、うちもたくさん出てきていると思うんです。

前回は大分そうしたものを整理したんですが、そういう矛盾は、道が国から権限を移譲して一元的ないわゆる道州制のなかでやってもらった方がいいものは、たくさんあるので整理してもらえればと思います。

この辺は大分整理できていると思うんですが、それと道州制の検討に対するアンケートは資料2でも書いてあるのですが、各町にはアンケートが行っており、地区、地区で道の方から意見は、今年やったのかな、資料2のところに出てると思うんですが、そういう中でおそらく各地域なり意見というものも集約されているのではないかなと思うんですが、そういうのも出して頂ければ、より整理ができるのではないかなと考えております。

そういう中でやはり一番なのは、先程皆さん言われていますように、それが道民生活なり地域にとって良くなるということが前提ですので、こういうものも整理した中でできるもの、できないもの、財源の問題が一番関係してくるんですが、少なくとも、今ある中で、もう少し国と道の仕事を一体にすることで、道民にとって大いに役立つことがたくさんあると思います。

どう考えてもこれから国のお金も減るのも確かですから、減っても、その維持はできるのではないかと、どちらにしても今までの制度の中での無駄、弊害が出てきているのであって、ここをまず整理してもらおうと、道州制も一つの進歩なのかな、そういう問題は町村にもあるんです。ですから町村合併などである程度大きくした場合ですね、道からの権限も移譲してもらえればもっと効率的にできるものもあるということです。

私の持論なんですが、道からもらう、国からもらった中で、その調整をやるとかなりのものが自分達の力でできるのではないかと、そのように思っています。

(宮脇座長)

今のご指摘の中で事務局の方でまとめてくださった、論点整理の資料の2ページ目のところで、「道民・民間の視点の重視」ということが先程のご議論にあったわけですが、それを着実に進めて行くにはどうしても、国、道、市町村の機能の再配分というところが必要になってくる。

だから例えばここでは国の出先との一元化という標題になっていますが、市町村も一体となって機能分担をどうするかという議論もここで必要になるということですね。

ですから今までの道州制議論ですと、国の方がどう考えていて、道庁に何をしてもらおうといった、上から下へといったかたちだったんですが、ここで議論するのは、行政組織も道民に対するいろんなメリットを提供する一つの手段ですから、これはこういうふうにあるべきですね。

そういう議論をしていくと先程申し上げたような、より道民の方々に近い議論になっていくのではないかと考えたのですけれども、その他いかがでしょうか。

(谷委員)

道州制にしても、市町村合併にしても、道民がメリットとして感じるものは何かというと、単純にいうと税金が安くなること、保険料が安くなること、そして各種負担金が安くなる、そういった自分の暮らしの身近なものが一番目に見えやすいもの、そこが試行していくときに、すでに道で行ったパブリックコメントでも色々困っているものが出ていますよね。

北海道全体でも一番最初に出てくるものは雪処理なんですよ。

雪の対策が212市町村全部じゃないですが、雪処理がまず最初にてできますね。

こういうところを道州制になったときに、違う意味合いで、暮らしの中で冬、困ることを厚くできるんじゃないか、そういう見えるところが必要になってくるんじゃないかと思うのですよ。

例えば権限の問題になってくるのですが、支庁再編を今検討されているのですが、昔、分県論がありましたよね、つまり地域で強い行政府が欲しいのだと、それが分権運動の始まりだったと思うのですが、そういう意味では、道州制という大きな枠組みの中に、行政区として支庁再編がこれからはなされてきたときに、しっかりとした権限をもった行政区ができてこないか、道州制の意味あいはほとんどないのではないのか。

もう一つは札幌集中化という問題があると思いますね。

そういう意味でも、ここをしっかりと解決できるそういう方策をつくるのが道州制としてやる意味合いがあるのではないかと思うわけです。基礎的自治体も変わって行くのですが、人材がある意味ではローカルに行けば行くほど少なくなっていく、要するにエキスパートがないんです。

ここを道州制の枠組みの中でしっかりとした人材をブロックにきちんと派遣していく、そこで定住しながら、その町でまちづくりをしていくという、そういう目に見える方策づくりが必要になってくるのではないかと思います。

それともう一つ所得なのですが、今若い人は高い所得を求めているのですね。

それよりは安定した、これは若干昔に戻るんですけど、安定した就業先を求めているみたいで、よくいうフリータとはちょっと意味合いが違うんですが、低所得でもいいから安定した就業先を求めている。

そういう意味で、東京や大阪方面から北海道に移住したい人が登録されているだけでも4千人もいると聞いていますので、その受け皿となる北海道の定住政策を、道州制の枠組みの中で試行していく必要があるのではないかと感じます。

それによってNPO法人的なものがこれからはもっとできてくると、自主自立という意味合いがまちづくりの中にできてくるのではないかなという気がします。

(宮脇座長)

ありがとうございました。先程の国の出先機関との一元化のところなのですが、言葉的にいうと組織を基礎的自治体も含めてどうするかという議論になるわけですが、本質的にいうとお金、資金の問題、人的資源をどう再配分するのかということになるわけですが、それも縦割りじゃなくて国、道、という単位で国、地域のことを考える中でできると思うのですがね。

今、谷委員も言われたところですが、例えば労働派遣法の場合でも、明らかに本州の就業構造を前提として成り立っていて、例外項目がそこで成り立っている。北海道は全然違うわけですね。就業構造が。

そうするとそれに併せた派遣法、派遣法の組み立て方があってしかるべきで、そういうものが幾つでもでてくるものと思いました。

事務局に教えて頂きたいんですが、パブリックコメントではどういうものが出たのか今わかりますか。主なもので結構ですが、各委員で共有した方がいいと思いますのでお願いします。

(佐藤参事)

9人から27件意見がきております。

構想(案)の評価についてですが、「時代の要請に応える新しい北海道の自治のかたちとして、道州制が有意義である、積極的な取り組みに期待したい」それから、「全国に発信されることを期待している」、その他、「構想(案)は評価に値すべきと思う。しっかりと道民議論して樹立していかなければならない」、「構想(案)が適切な自治制度であるかどうかは次の歴史が証明すると思う」など、構想(案)の評価結果については肯定的な意見を頂いております。

それから、辛口では地方分権と道州制の違いということで、「地方分権を徹底していけば今の制度でも大半のことができると思う。私は地方分権は賛成だが、構想(案)は分権の構想(案)か道州制の構想(案)か違いがよく見えない」、そういう意見がありましたので、構想の中には、北海道が考える道州制というものをきちっと入れております。

あと、「早く国から道州が権限移譲を受ける項目、道州から市町村に渡す権限を明確にすべき、それによって市町村で必要な職員、財源の確保の見通しの検討を進めていくことができる」。

具体的な国、道州、市町村が担うべき事務事業については、この構想をまとめたあと、その作業にということで考えておりますが、こういう指摘がありました。

それから、「国からの権限、財源の移譲が構想を実現する上で一番大きな問題だ」という指摘などがありました。

(宮脇座長)

ありがとうございました。それをコピーして委員の皆さんに共有させて頂きたいと思えます。その他ご意見いかがでしょうか。

(五十嵐委員)

定住と働き方というお話しがあったんですが、今の若い人達の思考ということで谷さんの方からお話しがありましたが、きちんとした調査に基づくものではないが、2極化しているのではと感じます。

今地域ではやらなければならないことは山のようにあるのに、それが仕事になっていないということと、それに魅力が付加されないばかりに、そこに就かないという事情があると思います。

人材育成と雇用開発の面で国の方もいろいろな施策、制度を作って、かなりフリーハンドで自由度をもって都道府県、市町村が取り組めるようなことにはなっていますが、ゴミ処理、下水道の問題、住宅、介護の問題にしてもまだ色々な問題が地方にありながら、それが民間として事業ができる、成長ができるまでまだまだ時間がかかると、そうすると今、そこに自己資金は投資できないが、3年でも低所得でいいから生活が保障できる仕組みがあればいいかと、それは、今の経済産業省、厚生労働省がやる仕組みでは無理で、そういうものを道が地方政府として、各地で小さい事業でも興していくための、あまり制限のない制度であって、かつ、まちづくりに貢献するものがあれば、今の若い人達は結構行くのではないかと思います。

私も何人か知っていますけれども、今もそういう女性がH I Tにきて、勉強しているのですが、将来はまちづくりの活発なまちに行きたいと明確に言っている。

自分がやるべきことがわかると、やりがいにもつながっていく、生きがいにもつながっていく。

今の若い人達がみんなコンビニで青白い顔をして働いていたいと思っているわけではなく、その生きがい、やりがいを求めている若い人もおり、そういう人たちがその地域で仕事をつくれれば、別の若い人達が誘発されていくんだろうな、仕事の仕方、事業の作り方、雇用の仕方というものも一つ、モデルとしてできるような気がします。

(宮脇座長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(寺島委員)

道州制を特区として考えるのではなく、道州のモデルとの知事の考え方には私も賛成です。

今、特区ということで、これはあくまで、地方の実態に国の制度がついていかない、できないからそれを特例的に認めるという感じなのでしょうね。

最初の頃は、特区は何を出してもだめだったのが、最近は認めてくれる、非常に良くなっている。

道州制となり、権限がこっちにおりてくると、上から下にくるという意味で、より実情がわかり、実現できるということです。

北海道は広く地域性があるので、この問題はこうだといったら取り入れられるわけで、そういう面ではかなり地域に密着し、効率的に事業ができるのかなと、具体的には色々な川がある、道路があり、それぞれ対応できる、などのように感じています。

これが今回一つでもやれるとすれば突破口になると思います。

(宮脇座長)

ありがとうございます。

これまでの議論を整理させていただきます。

事務局がお作りになった資料5の論点整理を見て頂きたいと思います。

もちろんこれだけではないと思いますが、今日の議論の中で、1の北海道における先行

実施のところで行きますと、井上委員が最初に言われたわけですが、ここで話していると北海道で先行実施するのいいよねといった話になるが、本州で話していると、何で北海道なのかということになる。

そこに財源問題、権限問題が絡めば当然軋轢が強まるのが現実だと思うんです。

北海道において先行実施するというのは、北海道の広い面積というものが、一つのかたまりとして存在している、そこでのネットワークというのは、当然、今の都府県のネットワークとは当然違う仕組みがあって、そのことが大変重要でしょうということから一つの整理がつけられる。

その上で2頁目で、トリガーとして入っていくのはどこなんでしょうか、ということで今色々ご指摘を頂いているところですが、それでは道州制というのが行財政改革の側面からではなくて、道民生活、地域の活力というものに対してどういう影響、プラスを与えていくのか、そういうネットワークづくりのために何を变えてつながっていくのか、その部分から一つの柱にしましょう。それをやっていくに当たって、国の出先機関とか、除雪、インフラ整備の話も出てくると思うが、そうした国、道、市町村の人的資源、財的資源の配分、権限のあり方について変えていくことが必要になるでしょう。

最後に規制緩和も含め、国から地方への権限というのを、全部でなくてもいいからトリガーになる部分でも落として頂いて、こうなるでしょうといったものが作れるでしょう。

大方のご意見としてあったのは、3頁目の、国から地方への税源移譲の問題のところであり、論点の1～4のところがある程度姿が見えたところで、議論せざるを得ないと思うんですよね。

北海道が税源で非常に弱い中で、税源移譲というのもいかなものかという議論もありますから、そしてやはり北海道からいくら税源をこうしてくれといっても、オールジャパンの中で議論せざるを得ないし、そこから入るのはあまり得策ではないのかなと思います。

繰り返しになりますが、今回の問題は、小泉内閣の中で一定の期間を区切った中で、それではどういうふうに進めていきますかという球が提示されているわけですから、ある意味で一点突破というのも変ですが、ある意味での戦術を盛り込んで議論をしていかなければならないと皆さんのご議論を聞いて思ったところです。

その点を含めて何かご意見はございますか。

(井上委員)

今、宮脇先生の方からまとめられたことでよろしいんじゃないかと思います。

関連することを1、2申し上げると、一つは、装いも新たに、今回、道州制推進会議ということで2回目のシリーズということになるわけですが、前回と今回で明らかに違うのは、前回は、道内の意見を集約する、私たちレベルで意見を戦わして一つの方向性を見いだすということで、議論の最終的な落としどころというのは、きちんとしたかたちで道州制についての議論、その見解を道としてまとめることで良かったのですが、今回は政治的な絡み合いあるいは政府の行財政改革とのからみあい、その他の地域で起こっている住民参加という新しいうねりのなかで、この道州制の問題が出てきたと言うことは、実現に向けたかたちでの戦術や戦略を伴ったシナリオづくりをしていかなければならないと思う。

その面では、今、宮脇先生がおまとめになったかたちでよろしいのではないかと思います。

す。あと付け加えるならば、例えば論点5の「国から地方への税財源の移譲」、これは前回の懇談会の時に私がこだわった部分ですが、そのときは三位一体改革だとかの議論はでてこない状況であった。そして道で英知を絞って試算してくれたのが先程の1兆2千億円という数字ですが、実現に向けたタイムスパンを考えると、片方で道州制を要求して、金がなくてもやっていけるのかというと、そこはちょっと困るんだよね、ということで要するに、使途を限定しない一括補助金、一括交付金の要求をして、ある段階で自主自立になることを目標にしていこうするかたちです。

ただ、前に戻るが今の段階でこれの試算するというのは、先程五十嵐委員がおっしゃったように、財投の問題だとか、郵貯の問題だとかそういうことを色々考えていくと、おそらくこの金額は膨らんでいくのだろうと思うんです。

ただ、このところはこれくらい不足しますから何とかしてくださいよ、すべきだという議論は言えるとしても、これをどれくらいの金額で中央政府から引っ張ってくると議論になってくると、これだけで4～5回の議論が必要となるから、この部分を最後に取りまとめていくかがある程度議論の中で考えながらも、個々に時間をあまり割り過ぎると本質的な議論ができなくなるのかなというところが私にはあります。

ですから財源の問題というのは大事だが、細かいテクニカルなところに踏み込むことは時間効率という点から問題ということを申し上げたいと思います。

さらに今日の意見の中で、例えば国から道にといっても、道から市町村に何を落としていくかとなってくると、今度はまた議論が拡散してしまってどこかで折り合いをつけないといけないので、次回までにやはり何をどこまで議論するのかということ整理して行かなければならないと思います。

前回の懇談会の時には、実は市町村合併の話と支庁制度改革の問題が抱き合わせ、平行線で走っていました。ですから国が言っているような、市町村の平均的な効率のいい行政規模というのが15万という数字もあるが、30万という数字もあれば、それを道内に単純に当てはめると70位だねという話になってしまいますし、支庁が14あるのはこれは必要であるのかといったところまで踏み込んでいくと大変なことになる。

ある程度国と道との関係でどこまでといったことをメインにしながら、今度は国、道が各市町村、支庁におろしていくときにある程度アクセントを変えていかなければならない。

また資料7の「国の地方支分部局と道行政の関係の主なもの」のいくつかのところをピックアップしながらも、道州制の中でこの権限が道に移譲され、フリーハンドが与えられるとどういうふうなかたちで道の経済、道民の生活にとってメリットがあるのかということいくつか上げることは必要ではないかと考えています。

(宮脇座長)

今のお話しの中で重要なのは、どこまで議論するのかということであります。

これについてご意見があればお聞かせ願いたいと思いますし、次回には遅くとも整理しなければと思います。

今回は道州制を実際に実現をしていかなければならない、試行を実現化するいわばアクションプランみたいなものを整理していくところにあるわけですから、国と道という部分について焦点をおいて、もちろんそれから市町村が一体して議論していくことは当

然らなければならぬわけですが、支庁制度をどうするか、道から市町村へというところは、道が自律的に判断できればそこでやっていただいてもいいわけですから、そこまでここで議論してしまうと時間が全然ない、あるいは、おそらく違った問題に対して解答を出してしまう危険性があるんだろうと思うわけです。

ですから第一義的には国と道、道政府というものに対してどういう機能をトリガーとして形成していくべきかというところに議論の焦点を持って行くべきでないかなと思うのですが、委員の中でご意見があればお願いします。

基本的にはそういう考えでよろしいでしょうか。

(各委員意義なし)

(宮脇座長)

その他ご意見ありますでしょうか。

それでは一つお願いなんですけど、今回こういうかたちで国の方からも試行を検討するような動きができたわけですが、その大きな原因のひとつに、国、霞ヶ関、内閣も含めて、地域のことが見えないという現象があるわけですが、先程の議論の中の道民のメリットなども、この中から積極的に形成していくということが必要になると思います。

先程いろんな点でご指摘になっているわけですが、委員の皆様もこういうところは道政府が主体となって変えればいいんじゃないか、こういう規制を変えればいいんじゃないかといったところに通じるご指摘があれば事務局の方に箇条書きでも何でも結構ですのでお寄せ頂きたいと思います。

そういうものを逐次整理をしていく中で先程整理をして頂いたような流れで、議論をあと3回くらいで積み上げていくような流れを考えていきたいと思いますが、そういうお願いをさせて頂きたいんですけどよろしいでしょうか。

そのほかご意見はありますか。

もしあれば後から事務局の方にお寄せ頂くこととして、ほぼ予定の時間が参っているわけですが、最後に事務局から何かありましたら、お願いします。

事務局あいさつ

(政策室長)

どうもありがとうございました。わたしどもが道州制を先行的にやるに当たったの基本的なところを本日の会議でご議論頂いたと思っているところです。

簡単ではないということ、あるいは道民生活、あるいは地域の活性化を視点に置くこと、もちろん、道は規制緩和だけで道民生活のことをいっているわけではなくて、今の権限移譲、あるいは、直接ではありませんが、一元化することによって、道民生活、企業の自主的な活動にメリットになる、そんな観点で論点整理をさせて頂きました。

いずれにしてもだいぶ勉強になりました。

それから、私どもの説明が悪かったのかも知れませんが、会議を4回と申しましたが、4回で絶対に終わる、後はしないんだという発想で言っているわけではございませんで、

その辺はお金との相談もありますけれども、私どもは会議を4回で絶対と思っているわけではありません。

また年内で4回という書き方をしていますが、それが年度内で4回ということになるかもしれませんし、また年度が明けたらまた4回お願いするかも知れないと、国との関係もありますので時々状況を見ながら、その時々で何か国に言っていくとすれば皆さんのご意見をいただいて出していくと、そんなかたちの進め方を考えているところでございます。

皆さんも大変お忙しい中で、わたしどもも国へいつかの時点で持っていかねばならないと、それがみなさんの日程と、わたしどもの日程が合わないこともあろうかと思いますが、そういうときには、このようにお集まり頂かなくても、個別に訪問したり、あるいはFAX等でご意見をいただく、そんなこともあろうかと思っておりますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。

会議の終了

(宮脇座長)

ありがとうございました。

それでは他にご発言、ご意見はないでしょうか。

なければ本日の会議はこれで終了させていただきます。